

海外の大学等に派遣される学生に対し、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）が留学に係る費用の一部を支援する給付型（返還不要）の奨学金制度です。学内選考を経て、対象留学先への留学が内定した学生に、本制度への応募用紙を配付します。

1 受給要件

- (1) 日本国籍を有する者又は日本への永住が許可されている者
- (2) 本学の留学制度を利用して支援対象となる派遣先に留学する者
- (3) 派遣先大学が受入許可する者
- (4) 原則として日本学生支援機構の第二種奨学金採用の家計基準に合致する者
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る者
- (6) 留学終了後、本学に戻り学業を継続する者、または本学の学位を取得する者
- (7) 前年度の成績評価係数が 3.00 満点中 2.30 以上であること

【成績評価係数の算出方法】

$$\frac{(\text{「優」} \cdot \text{「秀」の単位数} \times 3) + (\text{「良」の単位数} \times 2) + (\text{「可」の単位数} \times 1) + (\text{「不可」の単位数} \times 0)}{\text{総登録単位数}}$$

- (8) 他団体等からの留学のための奨学金を受ける場合、他団体等からの奨学金月額が本制度による奨学金月額を超えない者（静岡文化芸術大学海外留学支援特別奨学金、静岡文化芸術大学基金による海外留学奨学金との併給不可）

※ 受給者は、期限内に所定の報告書を提出すること、また海外留学者を対象とした調査への回答に協力することが義務付けられています。

2 支援金額（給付型）

【指定都市】 12 万円／月 パリ 等

【甲地域】 11 万円／月 米国、英国、フランス、イタリア、トルコ 等

【乙地域】 9 万円／月 オーストラリア、ポーランド 等

【丙地域】 8 万円／月 中国、ブラジル

参考：https://www.jasso.go.jp/ryugaku/scholarship_a/haken/index.html

（日本学生支援機構「海外留学支援制度（協定派遣）」ウェブページ）

※ 派遣期間を 31 日ごとに区切り支給対象月を決定

※ 派遣先国・地域に不在の期間があった月、在籍確認が取れない月は奨学金を支給できません。

3 渡航支援金

以下の要件を満たす者は、別途渡航支援金が支給される

	要 件	支給額
①	世帯の所得金額が 300 万円以下等、一定の家計基準を満たしている者	16 万円
②	一定の派遣期間（奨学金支給回数 6 回以上）を満たす者	1 万円

注) ①および②の両方に該当する場合は、①のみ支給対象となる。

以 上

（教務・学生室 学生支援係）